

介護保険だより

平成29年3月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護給付費等の書面（紙帳票）による請求について

介護給付費等の請求に使用できる媒体については、厚生労働省「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」（平成27年3月31日 省令57）により「磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク」に限定されていますが、附則の経過措置により例外規定が設けられており、以下の条件に該当する請求事業者については、「その旨を審査支払機関に届け出る」ことにより、書面（紙帳票）で介護給付費等を請求することもできます。

1 附則第2条に係る条件

- (1) 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護に係る介護給付費等の請求のみ行う場合
- (2) 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護以外の1種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求を行う場合

2 附則第3条に係る条件

従事する常勤の介護職員その他の従事者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合

3 附則第4条に係る条件

- (1) 電気通信回線設備の機能に障害が発生した場合
- (2) 電子請求を行うための電子計算機及びソフトウェアの導入作業が未完了である場合 他

上記条件を満たさない事業所については平成30年3月31日以降、書面（紙帳票）による請求は認められませんので、インターネット請求又は電子請求への切り替えをお願いいたします。

詳しくは、厚生労働省「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」及び、平成26年8月15日付け厚生労働省老健局介護保険計画課発出事務連絡「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等につい

て」の一部改正等について」をご覧ください。

介護電子媒体化ソフトの配布について

平成30年度以降、帳票（紙）での請求が廃止されることに伴い、本会では国民健康保険中央会作成の「介護電子媒体化ソフト」を無償で提供いたします。

1 作成可能な請求明細書

「介護電子媒体化ソフト」で作成できる請求明細書については、以下のとおりとなります。

(1) 様式第二

- ①居宅療養管理指導（サービスコード：31）
- ②福祉用具貸与（サービスコード：17）

(2) 様式第二の二

- ①介護予防居宅療養管理指導（サービスコード：34）
- ②介護予防福祉用具貸与（サービスコード：67）

上記以外の請求明細書は作成できませんので、市販の明細書請求作成ソフトをお買い求めいただきますようお願いいたします。

2 注意点

「介護電子媒体化ソフト」で作成できる請求明細書について、以下の点に注意が必要です。

- (1) 利用者数は100名まで作成可能です。
- (2) 伝送請求には対応していません。
- (3) 主治医意見書料請求書の作成機能については使用しないでください。

3 入手方法

本会ホームページよりダウンロードのうえ、お手持ちのパソコンにインストールしデータを作成し、CD-R等に記録して請求データを本会に提出してください。

4 その他

帳票（紙）での請求から電子媒体に請求方法を変更する場合は、「介護給付費の請求及び受領に関する届」の提出をお願いいたします。

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)

群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会